

演題

「竹島の日を定める条例」制定の軌跡

「竹島の日を定める条例」が平成17年3月に制定されてから、今年で15周年を迎えた。竹島問題の早期解決という島根県民の断固たる意志を県内外に示した条例。制定された背景には、竹島の領土権確立に向けた地元の切なる願いがあった。平成15年11月、隠岐で開かれた竹島・北方領土返還要求運動島根大会には約2千人が集まり、その熱気は力強いうねりとなって条例制定への動きを加速させた。今回の講座では、県議会の動きを中心に、竹島問題にまつわる戦後の記録を検証し、竹島の日を定める条例が制定されるまでの軌跡について振り返ります。

講師 ます だ 升田 ゆう 優氏

島根県竹島問題研究顧問、第4期島根県竹島問題研究会委員

日時 令和2年9月19日[土] 午前10時～午前11時30分
場所 隠岐島文化会館 集会室（隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二番地）
主催 島根県総務部総務課
定員 45名（受講料無料・先着順）

【講師紹介】

島根県総務部総務課長として第1期竹島問題研究会の立ち上げに携わる。美術館副館長、環境生活部次長、監査委員事務局長を歴任し、平成23年3月に島根県を退職。平成24年から島根県竹島問題研究顧問。同年4月に島根県町村会常務理事に就任、平成28年4月から平成30年5月まで同会参与を務める。第1期～第4期竹島問題研究会委員。

【お申し込み方法】 申込期限：令和2年9月18日（金）

下記申込書を「竹島資料室」宛に、郵送またはFAXでお送りください。
電子メールの場合は「第2回竹島問題を考える講座申込」と明記の上、名前と電話番号を送信してください。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組とお願い】

発熱や咳・咽頭痛など体調不良の方は受講を控えてください。
受講中は必ずマスクを着用してください。
会場には手指消毒用の消毒液を用意し、定期的に会場内の換気を行います。
定員は会場収容人数の半以下とし、座席は受講者同士の距離を1m以上保つよう配置します。

【申し込み先・問い合わせ先】

島根県総務部総務課 竹島資料室 〒690-8501 松江市殿町1番地 県庁舎第3分庁舎
[TEL] 0852-22-5669 [FAX] 0852-22-6239 [E-mail] takeshima-shiryo@pref.shimane.lg.jp

キリトリ

令和2年度 第2回「竹島問題を考える講座」申込書			
(ふりがな) 名前		電話番号	
次回講座案内 (どちらかに○)	不要・要	<送付先> 〒	

※提供していただいた個人情報につきましては、考える講座開催のみに利用します。